

○厚生労働省令第四十八号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和八年政令第四十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国民年金基金規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十七日

国民年金基金規則等の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
（死亡の届出） 第九条 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項本文の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。 一 三 （略） 2 （略） 3 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める加入員又は基金が支給する年金若しくは一時金の受給権を有する者のうち、加入員に係るものは、死亡について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができる加入員とする。 4 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、加入員に係るものは、当該加入員の死亡の日から七日以内に当該加入員に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。			（死亡の届出） 第九条 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による加入員の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。 一 三 （略） 2 （略） 2 （新設） （新設）		

(年金の裁定の請求)
第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合 前項第一号に規定する書類

二 (略)

(死亡の届出)

第二十條 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項本文の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

4 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める加入員又は基金が支給する年金若しくは一時金の受給権を有する者のうち、基金が支給する年金又は一時金の受給権者に係るものは、死亡について、法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。

5 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合のうち、基金が支給する年金又は一時金の受給権者に係るものは、当該受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法の規定による死亡の届出をした場合とする。

(準用規定)

第六十三條 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十五条	(略)	(略)
第二十条	法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会	連合会
(略)	(略)	(略)

(年金の裁定の請求)
第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- 一 生年月日について、法第百二十八条第五項の規定により基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合 前項第一号に規定する書類

二 (略)

(死亡の届出)

第二十條 法第百三十八条において準用する法第百五条第四項の規定による年金の受給権者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を基金に提出することによって行わなければならない。

一 四 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(準用規定)

第六十三條 (略)

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第十五条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)
第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。))及び第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。))並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		(存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等) 第十七条 存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(以下「廃止前厚生年金基金規則」という。第一章(第一条、第十九条の二及び第六十六条を除く。))及び第三章(第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項(第一号及び第十七号に係る部分に限る。)、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。))並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
(略)	(略)	(略)	(略)
第二十一条	2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一 加入員証 二 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本 三 遺族給付金の裁定の請求にあつては、次に掲げる書類 イ 給付対象者と請求者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、請求者が婚姻の届出をしていないが給付対象者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類 ロ 給付対象者の死亡を証する書類	2 前項の請求に当たつては、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類 二 遺族給付金の裁定の請求にあつては、次に掲げる書類 イ 給付対象者と請求者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、請求者が婚姻の届出をしていないが給付対象者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類 ロ 給付対象者の死亡を証する書類	2 前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一 加入員証 二 請求者の生年月日に関する市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。)の証明書又は戸籍の抄本 三 遺族給付金の裁定の請求にあつては、次に掲げる書類 イ 給付対象者と請求者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、請求者が婚姻の届出をしていないが給付対象者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類 ロ 給付対象者の死亡を証する書類

ハ 請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

四 障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の

裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類

五 その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類

ロ 給付対象者の死亡を証する書類

ハ 請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三 障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の

裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

四 その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類

3

第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法の

ハ 請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

四 障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の

裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類

五 その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類

ロ 給付対象者の死亡を証する書類

ハ 請求者が令第二十六条第二項第三号に該当する者であるときは、請求者が給付対象者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三 障害給付金（令第二十六条第六項に規定する障害給付金をいう。以下同じ。）の

裁定の請求にあつては、障害の状態の程度に関する医師若しくは歯科医師の診断書又は障害の状態が規約で定める程度の障害の状態に該当することを証する書類及び当該障害に係る令第二十六条の三第一項第一号に規定する初診日を明らかにすることができる書類（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）

四 その他規約で定める年金たる給付又は一時金たる給付の支給を受けるための要件を満たすことを証する書類

3

第一項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法の

うちイ又はロに掲げるもの
(以下「電子情報処理組織
を使用する方法」という。)

イ 送信者の使用に係る電
子計算機と受信者の使用
に係る電子計算機とを接
続する電気通信回線を通
じて送信し、受信者の使
用に係る電子計算機に備
えられたファイルに記録
する方法

ロ 送信者の使用に係る電
子計算機に備えられた
ファイルに記録された情
報の内容を電気通信回線
を通じて受信者の閲覧に
供し、当該受信者の使用
に係る電子計算機に備え
られたファイルに当該事
項を記録する方法

二 書面を交付する方法

4 第二項の規定にかかわら
ず、次の各号に掲げる場合
にあっては、当該各号に掲げる
書類の添付を省略すること
ができる。

一 生年月日について、平成
二十五年改正法附則第五
条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとさ
れた平成二十五年改正法第
一条の規定による改正前の法
(以下「改正前厚生年金保
険法」という。第百三十
条第五項の規定により存続
厚生年金基金から情報の
収集に関する業務を委託
された存続連合会が住民
基本台帳法(昭和四十二
年法律第八十一号)第三
十条の九の規定により受
給権者に係る機構保存
本人確認情報(同法第三
十条の七第四項に規定

うちイ又はロに掲げるもの
(以下「電子情報処理組織
を使用する方法」という。)

イ 送信者の使用に係る電
子計算機と受信者の使用
に係る電子計算機とを接
続する電気通信回線を通
じて送信し、受信者の使
用に係る電子計算機に備
えられたファイルに記録
する方法

ロ 送信者の使用に係る電
子計算機に備えられた
ファイルに記録された情
報の内容を電気通信回線
を通じて受信者の閲覧に
供し、当該受信者の使用
に係る電子計算機に備え
られたファイルに当該事
項を記録する方法

二 書面を交付する方法

4 第二項の規定にかかわら
ず、次の各号に掲げる場合
にあっては、当該各号に掲げる
書類の添付を省略すること
ができる。

一 生年月日について、平成
二十五年改正法附則第五
条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとさ
れた平成二十五年改正法第
一条の規定による改正前の法
(以下「改正前厚生年金保
険法」という。第百三十
条第五項の規定により存続
厚生年金基金から情報の
収集に関する業務を委託
された存続連合会が住民
基本台帳法(昭和四十二
年法律第八十一号)第三
十条の九の規定により受
給権者に係る機構保存
本人確認情報(同法第三
十条の七第四項に規定

第二十三条第二項各号 列記以外の部分		(略)	
ならない。		(略)	
ならない。ただし、 <u>存続厚生年金基金が情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。</u>		(略)	する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。の提供を受けることにより確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき 第二項第一号に規定する書類 二 第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、 <u>存続厚生年金基金が情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。以下同じ。）を通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合 第二項第二号から第四号までに規定する書類</u>
第二十三条第二項各号 列記以外の部分		(略)	
ならない。		(略)	
ならない。ただし、 <u>存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報</u>		(略)	する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。の提供を受けることにより確認が行われたとき又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われたとき 第二項第一号に規定する書類 二 第二項第二号から第四号までに規定する書類の内容について、 <u>存続厚生年金基金が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合 第二項第二号から第四号までに規定する書類</u>

			(略)	第二十七条
			(略)	法第百七十四条において準用する法第九十八条第四項
2 前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えない。			次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出	
3 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文			存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	
2 前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。			平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文	
3 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、死亡について、平成二十五年改正法附則第四十条第七項の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された存続連合会が住民			平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文	
第二十七条第二項			(略)	第二十七条第一項
届書にはならない。			次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出	法第百七十四条において準用する法
届出に当たつてはならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。			存続厚生年金基金に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文
				報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。

第三十二条の十一各号 列記以外の部分	第三十二条の十二第二号	第三十二条の十四第二号	(略)	第四十九条の三第一項
令第三十六条の四第二項	令第三十六条の二第二号	令第三十六条の二第二号	(略)	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記録した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出
令第三十六条の三第三号	(略)	令第三十六条の三第二号	(略)	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に
基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。	⁴ 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十四條において準用する改正前厚生年金保険法第九十八條第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。			

第三十二条の十第二号	(略)	(新設)	(新設)	(略)	第四十九条の三第一項
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記録した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）を、乙基金に提出
(新設)	(略)	(新設)	(新設)	(略)	乙基金に対し、甲基金の中途脱退者に係る次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に

254 (略)

5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

254 (略)

5 存続厚生年金基金について次の表の上欄に掲げる確定拠出年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 (略)

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

イ・ロ (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条の二第二項 第二号	他制度加入者(第六十一条の二第一項第四号において単に「他制度加入者」という。)	他制度加入者又は平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の加入員(以下この号及び第六十一条の二第一項第四号において「他制度加入者」と総称する。)
(略)	(略)	(略)

(平成二十五年改正法附則第三十五条第一項の規定による申出等)

第三十八条 (略)

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織(送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。)

イ・ロ (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

(存続連合会に係る廃止前厚生年金基金規則の効力等)

第四十八条 存続連合会については、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項、第六十九条、第七十一条、第七十二条の二から第七十四条第一項まで、第七十四条の二、第七十四条の三第二項から第四項まで、第七十五条(第一項第一号及び第十一号に係る部分を除く。)、第七十七条及び附則第四項前段の規定、廃止前厚生年金基金規則第六十条の二第二項において準用する同条第一項の規定並びに廃止前厚生年金基金規則第七十四条第一項において準用する廃止前厚生年金基金規則第二十一条(第二項第一号及び第四号を除く。)、第二十三条から第二十八条まで、第三十条の二、第三十条の四、第一章第六節(第三十四条第一号、第三十六条第一号及び第三十七条から第四十条までを除く。)、第一章第七節(第四十二条第三項、第四十四条の二、第四十五条、第四十七条の二及び第四十七条の三を除く。)、第五十三条から第五十六条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十四条の二、第六十五条及び第六十六条の二の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第七十二条の四の三	第七十二条の四の三 法第百六十五条第二項の規定による老齢年金給付(法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。の支給に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第	第七十二条の四の三 平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六

(略)	(略)	(略)
第七十二条の四の三	第七十二条の四の三 法第百六十五条第二項の規定による老齢年金給付(法第百六十条の二第三項又は第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。の支給に関する権利義務の移転の申出は、中途脱退者等(法第	第七十二条の四の三 平成二十五年改正法附則第五十三条第二項の規定による老齢年金給付(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十条の二第三項又は平成二十五年改正法附則第六

百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2 法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一 年金給付等積立金の額

二 法第百六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

十一 第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体を

百六十五条第一項に規定する中途脱退者等をいう。以下同じ。に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2 法第百六十五条第五項の規定による年金給付等積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前項に定める書類又は磁気ディスクに併せて、次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを基金に提出するものとする。

一 年金給付等積立金の額

二 法第百六十条の二第二項の規定により連合会に交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は法第百六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）

十一 第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十一条第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において同じ。の支給に関する権利義務の移転の申出は、施行前基金中途脱退者等（平成二十五年改正法附則第五十三条第一項に規定する施行前基金中途脱退者等をいう。以下同じ。に係る次の各号に掲げる事項を基金に提出することによつて行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 第六十六条第二号から第四号まで又は第七十条第一項第二号から第四号までの規定により、連合会が清算人又は基金から提出を受けた事項

三 基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した場合において、支給すべきこととなる老齢年金給付の額

2 前項の規定による提出は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法

いう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

三 書面を交付する方法

3 平成二十五年改正法附則第

五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正

前厚生年金保険法第六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項

の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に対し、

次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子

情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一 年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項の規定による積立金の額

二 平成二十五年改正法附則

第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた改正前厚生年金保険法第六十条の二第

二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金

相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基

礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一

条第三項の規定によりなお

二 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的

方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であ

つて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体を

いう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録

したものを交付する方法

三 書面を交付する方法

3

平成二十五年改正法附則第五十三条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効

力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十五条第五項の規定による年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五十四条第一項

の規定による積立金の移換の申出があつたときは、連合会は、前二項の規定による提出を行うとともに、基金に対し、

次の各号に掲げる事項を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子

情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一 年金給付等積立金又は平成二十五年改正法附則第五

十四条第一項の規定による積立金の額

二 平成二十五年改正法附則

第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた改正前厚生年

	(略)	第七十四条第一項において準用する第二十七条
	(略)	法第七十四条において準用する法第九十八条第四項
その効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	(略)	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十四条において準用する改正前厚生年金保険法第九十八条第四項本文
存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出	2 前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。
2 前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	2 前項の届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	2 前項の届書には、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。
	(略)	第七十四条第一項において準用する第二十七条
	(略)	法第七十四条において準用する法
金保険法第六十条の第二項の規定により連合会に移換された基金脱退一時金相当額並びに交付された脱退一時金相当額の算定の基礎となつた期間又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第六十一条第一項の解散した基金の加入員であつた期間（以下「算定基礎期間等」という。）	(略)	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七十四条において準用する改正前厚生年金保険法
存続連合会に対し、次の各号に掲げる事項を記載した届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供	次の各号に掲げる事項を記載した届書を基金に提出	届書には
届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	届出に当たつては、受給権者の死亡を証する書類を添えなければならない。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	届書には

		3 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七百七十四條において準用する改正前厚生年金保険法第九十八條第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める受給権者は、存続連合会が住民基本台帳法第三十條の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。 4 平成二十五年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第七百七十四條において準用する改正前厚生年金保険法第九十八條第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。
(略) 第七十四條第一項において準用する第四十一條第二項	(略) 年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理	(略) 厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、平成二十五年改正法附則第四十條第一項第一号及び第二号、第二項第一号から第三号まで並びに第三項第一号から第三号までに規定する業務に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加
		(略) 厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十條第四項第一号ハ及び第二号に規定する事業に関する取
(略) 第七十四條第一項において準用する第四十一條第二項	(略) 年金経理及び業務経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は年金経理により、その他の取引は業務経理	(略) 厚生年金基金基本年金経理及び厚生年金基金加算年金経理、共同運用経理、福祉事業経理、継続投資教育事業経理、業務経理並びに確定給付企業年金経理を設け、年金たる給付及び一時金たる給付に関する取引は厚生年金基金基本年金経理又は厚生年金基金加算年金経理により、平成二十五年改正法附則第四十條第四項第一号ハ及び第二号に規定する事業に関する取

3 存続連合会について次の表の上欄に掲げる確定給付企業年金法施行規則の規定を適用する場合においては、同表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

3 2 (略)

存続連合会について確定給付企業年金法施行規則第三十三条の規定を適用する場合においては、同条第一項各号列記以外の部分中「法第九十三条」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下「平成二十五年改正法」という。附則第四十条第七項」と、連合会」とあるのは「存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）」と読み替えるものとする。

第百十八条第二項		連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。第百十八条において同じ。）
4 （略）	連合会	存続連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第九十三条
	連合会	存続連合会	存続連合会
4 （略）			

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）
第三条 確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

（給付の裁定の請求） 第三十三条（略） 2・3（略）		改 正 後	（給付の裁定の請求） 第三十三条（略） 2・3（略）	改 正 前
4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一 生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。第百十八条において同じ。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合 第一項第一号に規定する書類			4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一 生年月日について、法第九十三条の規定により事業主等から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた場合又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書（以下「署名用電子証明書」という。）の送信をすることにより確認が行われた場合 第一項第一号に規定する書類	
二（略） （死亡の届出） 第百十八条 法第九十九条本文の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。			二（略） （死亡の届出） 第百十八条 法第九十九条の規定による死亡の届出は、事業主等又は連合会に対し、届書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供することにより行うものとし、その届出に当たっては、受給権者の死亡を証する書類を添付するものとする。ただし、情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該添付書類の内容に係る情報の提供を受けることにより確認が行われた場合には、その添付を省略することができる。	
3 法第九十九条ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。			（新設）	

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)
第四条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(規約の承認の申請) 第三条 (略) 2 法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 三 (略) 四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第五十六条の八第一項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類 五・六 (略) 3・4 (略) (企業型年金加入者掛金の額の変更の例外) 第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 各企業型年金加入者に係る令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額(以下単に「他制度掛金相当額」という。)が引き上がることにより、当該企業型年金加入者に係る事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合 二・六 (略) (加入者情報等の通知) 第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。 一 (略) 二 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額(当該事業主に使用される者として令第十一条第一号に規定する他制度加入者(以下単に「他制度加入者」という。)に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。) イ・ハ (略) 三 (略) 2 (略) (他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出) 第十二条の二 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主(以下この条において「企業型年金加入事業主」という。)以外の事業主(以下「他制度加入事業主」という。)に使用される場合であつて、他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。 一・二 (略)		(規約の承認の申請) 第三条 (略) 2 法第三条第四項第四号の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 三 (略) 四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と法第三条第三項第一号に規定する事業主(次項、第十二条の二第一項、第三十九条第一項第五号及び第二項、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。)との協議の経緯を明らかにする書類 五・六 (略) 3・4 (略) (企業型年金加入者掛金の額の変更の例外) 第四条の二 令第六条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き上げられること又は令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額(以下単に「他制度掛金相当額」という。)が引き上がることにより、当該事業主掛金の額と当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額との合計額が法第二十条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該企業型年金加入者掛金の額を引き下げる場合 二・六 (略) (加入者情報等の通知) 第十条 事業主は、企業型年金規約の承認を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を、企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。 一 (略) 二 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額(当該事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。) イ・ハ (略) 三 (略) 2 (略) (他の事業主に使用される者として確定給付企業年金の加入者等となる者の申出) 第十二条の二 企業型年金加入者は、当該企業型年金加入者が加入する企業型年金を実施する事業主(以下この条において「企業型年金加入事業主」という。)以外の事業主(以下「他制度加入事業主」という。)に使用される場合であつて、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。 一・二 (略)	

(傍線部分は改正部分)

三 当該他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当することとなった年月日
該当することとなった年月日

四 他制度掛金相当額（他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）

2
(略)

3 企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなったとき、他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当しなくなったとき又は当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一・二 (略)

三 当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日、当該他制度加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当しなくなった年月日又は変更後の他制度掛金相当額

4 前項の申出をする企業型年金加入者は、前項の申出書（当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 過去に提出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第十一条の二第三項に規定する拠出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五十六 (略)

26 (略)

（加入者等への通知事項等）

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

3
(略)

三 当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当することとなった年月日

四 他制度掛金相当額（他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）

2
(略)

3 企業型年金加入者は、他制度加入事業主（当該企業型年金加入者が、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当していた場合に限る。以下この項において同じ。）のいずれかに使用されなくなったとき、他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなったとき又は当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更されたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を企業型年金加入事業主に提出するものとする。

一・二 (略)

三 当該他制度加入事業主に使用されなくなった年月日、当該他制度加入事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当しなくなった年月日又は変更後の他制度掛金相当額

4 企業型年金加入者は、前項の申出書（当該企業型年金加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

（企業型年金加入者等原簿の作成及び保存）

第十五条 法第十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。

一・三 (略)

四 過去に提出された令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の四ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、令第十一条の二第三項に規定する拠出区分期間。第二十一条、第六十九条の二第三項第一号及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額並びにこれらの総額の実績並びに事業主掛金を拠出した者の名称

五十六 (略)

26 (略)

（加入者等への通知事項等）

第二十一条 (略)

2 法第二十七条第一項の規定による通知は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

一 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの（以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）

イ・ロ (略)

二・三 (略)

3
(略)

(企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等)

第二十一条の二 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあつては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一 (略)

二 他制度加入者に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額

三 五 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第三十条の二 (略)

2 令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一・二 (略)

3 前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失することが見込まれる者又は当該企業型年金が終了することとなる日において当該企業型年金の企業型年金加入者等である者が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限り行うものとする。

(中小事業主掛金の額の変更の例外)

第三十八条の二 令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 中小事業主掛金を拠出する中小事業主に使用される個人型年金加入者であつて、二以上の厚生年金適用事業所に使用されるものに係る個人型年金加入者掛金の額、当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額、当該個人型年金加入者に係る他制度掛金相当額及び当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額の合計額が法第六十九条に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金の額を引き下げる場合

二・三 (略)

(連合会への中小事業主掛金に係る届出)

第五十六条の六 (略)

2 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一・三 (略)

3 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を連合会に届け出なければならない。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一・五 (略)

(企業型年金加入者等が閲覧することができる事項等)

第二十一条の二 法第二十七条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項（企業型年金運用指図者にあつては、第五号に掲げる事項に限る。）とする。

一 (略)

二 令第十一条第一号に規定する他制度加入者（第六十一条の二第二項第四号において単に「他制度加入者」という。）に該当する場合には、当該他制度加入者に係る他制度掛金相当額

三 五 (略)

2 (略)

(脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務)

第三十条の二 (略)

2 令第二十五条第二項の規定により、事業主がその実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であつた者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。

一・二 (略)

3 前項第二号に規定する事項の説明は、事業主が実施する企業型年金の加入者の資格を喪失した者又は当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の加入者であつた者が中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により個人別管理資産を移換することができる者である場合に限り行うものとする。

(中小事業主掛金の額の変更の例外)

第三十八条の二 令第二十九条第四号ハの厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

(新設)

一・二 (略)

(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)

第五十六条の六 (略)

2 中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一・三 (略)

3 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

一・五 (略)

第五十六条の七 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、その名称及び住所並びに当該各号に定める事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一五 (略)

2 (略)

3 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して連合会に提出するものとする。この場合において、連合会は、当該届出を受けたときは、厚生労働大臣に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一三 (略)

(中小事業主に使用される第一号厚生年金被保険者が他の事業主に使用される者として企業型年金の加入者等となる場合の申出)

第五十六条の八 中小事業主に使用される個人型年金加入者（当該個人型年金加入者に係る中小事業主掛金を拠出する中小事業主（以下この条において「掛金拠出中小事業主」という。）に使用される者に限る。）は、掛金拠出中小事業主以外の事業主（以下この条において「企業年金加入事業主」という。）に使用される場合において、企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者又は他制度加入者に該当するときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を掛金拠出中小事業主に提出するものとする。この場合において、掛金拠出中小事業主は、当該申出を受けたときは、連合会に、当該申出に係る書類の写しを送付しなければならない。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

二 当該企業年金加入事業主の名称及び住所

三 当該企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者又は他制度加入者に該当することとなった年月日

四 個人型年金加入者に係る事業主掛金の額（企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者に該当するものに係る事業主掛金の額に限る。以下この条において同じ。）又は他制度掛金相当額（企業年金加入事業主に使用される者として他制度加入者に該当するものに係る他制度掛金相当額に限る。以下この条において同じ。）

2 | 個人型年金加入者は、前項の申出書を掛金拠出中小事業主に提出するときは、当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。

3 | 第一項の規定により掛金拠出中小事業主に申出書を提出した個人型年金加入者は、企業年金加入事業主に使用されなくなったとき、企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなったとき又は当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額に変更があったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申出書を掛金拠出中小事業主に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所及び生年月日

第五十六条の七 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、その名称及び住所並びに当該各号に定める事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一五 (略)

2 (略)

3 法第六十八条の二第六項の規定による届出をした中小事業主は、労働組合又は過半数代表者の同意を得て中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、当該労働組合の名称、当該労働組合を代表する者の氏名及び当該労働組合からその同意を得た旨又は当該過半数代表者の氏名及び当該過半数代表者からその同意を得た旨、当該中小事業主の名称及び住所並びに中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一三 (略)

第五十六条の八 前二条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、連合会を経由して提出することができる。

二 当該企業年金加入事業主の名称及び住所 三 当該企業年金加入事業主に使用されなくなった年月日、当該企業年金加入事業主に使用される者として企業型年金加入者若しくは他制度加入者に該当しなくなった年月日、第一項第四号の額に変更があった年月日又は変更後の当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額若しくは他制度掛金相当額 4 前項の申出をする個人型年金加入者は、前項の申出書（当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額が変更された場合に提出するものに限る。）に、変更後の当該個人型年金加入者に係る事業主掛金の額又は他制度掛金相当額を証する書類を添付しなければならない。 （個人型年金加入者となった者等の個人別管理資産の移換に係る申出等） 第六十四条 企業型年金の企業型年金加入者であった者は、法第八十二条第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出をするときは、連合会に対し、次に掲げる事項を記載した届出書を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。 一 三 （略） 2 4 （略）		（石炭鉱業年金基金法施行規則の一部改正） 第五条 石炭鉱業年金基金法施行規則（昭和四十二年厚生省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。	
（年金経理から業務経理への繰入れ） 第十九条の二 基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金（第三十五条、第四十一条及び第四十二条において単に「積立金」という。）その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。 （一括拠出額の算定方法） 第三十三条 法第三十六条の三の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、坑内員及び坑内員であつた者並びに坑外員及び坑外員であつた者（以下この条及び次条第一項において「坑内員等」という。）について、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給付に要する費用の予想額の合計額の現価（以下「最低積立金額」という。）とする。 一 基金の解散の日（以下「解散日」という。）において、基金から年金たる給付の支給を受けている者、当該年金たる給付 二 解散日において、坑内員又は坑外員でない者であつて坑内員又は坑外員であつた期間（以下「加入期間」という。）が受給資格期間以上である者、その者が支給開始年齢に達したときに支給される年金たる給付 三 解散日において、加入期間が受給資格期間以上である坑内員及び坑外員、その者が支給開始年齢に達したときに支給される年金たる給付		（年金経理から業務経理への繰入れ） 第十九条の二 基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における法第二十七条に規定する積立金その他の積立金の額が坑内員及び坑内員であつた者に係る責任準備金の額（法第十八条第一項に規定する事業を行うときは坑外員及び坑外員であつた者に係る責任準備金の額を加えた額）以上の額であつて、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。 （新設）	
改 正 後		改 正 前 （傍線部分は改正部分）	

四 解散日において、加入期間が受給資格期間に満たない坑内員及び坑外員、その者が受給資格期間に係る要件及び支給開始年齢に係る要件のいずれも満たしたときに支給される年金たる給付の額にその者の解散日までの加入期間を受給資格期間で除して得た率を乗じて得た額の給付。

2 前項の現価の計算の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。

一 予定利率は、解散日における確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の厚生労働大臣が定める率とする。

二 予定死亡率は、坑内員等が男子である場合にあつては解散日における確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第二号に掲げる加入者等が男子である場合の予定死亡率とし、坑内員等が女子である場合にあつては解散日における同号に掲げる加入者等が女子である場合の予定死亡率とする。

（残余財産の帰属の基準）

第三十四条 法第三十六条の九に規定する厚生労働省令で定める基準は、以下のとおりとする。

一 解散した基金の残余財産は、その全額を、解散日に現に存する坑内員等に分配するものであること。

二 残余財産の分配は、解散日における坑内員等に係る最低積立金額に応じて按分して得た額を分配する方法により行うものであること。

三 残余財産を会員に引き渡すものではないこと。

2 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「令和七年改正法」という。）附則第三十四条第六項の規定により基金が有する権利及び義務が同項に規定する承継企業年金基金（第四十二条において「承継企業年金基金」という。）に承継される場合には、法第三十六条の九に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、以下のとおりとすることができる。

一 石炭鉱業の坑内労働者の老後の生活の安定と福祉の向上に資するよう資産を活用する団体であつて当該事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものに分配するものであること。

二 残余財産の分配が特定の者の利益を目的とするものでないこと。

（基金の解散の認可の申請）

第三十五条 法第三十六条第一項の規定による基金の解散の認可の申請は、解散の理由を記載した申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。

一 認可の申請前一月以内現在における財産目録及び貸借対照表

二 前号の時点における積立金の額並びに最低積立金額及びその算定の基礎を示した書類

三 解散後における財産の処分方法

四 基金の事業の継続が不可能となつたことにより解散しようとする場合にあつては、基金の事業を継続することが不可能となつたことを証する書類

（清算人の公告等）

第三十六条 基金は、清算人が就任し、又は退任したときは、二週間以内に、その氏名及び住所を公告しなければならない。これらの事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 基金は、清算人が就任し、退任し、又は死亡したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3	第一項の規定による公告は、官報に掲載して行うほか、基金の事務所の掲示板に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により行うものとする。	
	4 前項の規定による自動公衆送信による公告は、基金のウェブサイトへの掲載により行うものとする。ただし、基金が自ら管理するウェブサイトを有していない場合は、第一項の規定による公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。	
37	（財産の目録等の承認） 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	（新設）
	2 前項の規定による承認の申請は、財産目録及び貸借対照表を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。	
38	（給付の供託） 清算人は、法第三十六条第一項の規定により基金が解散日までに支給すべきであつた給付でまだ支給していないものに相当する金額を供託しなければならない。	（新設）
	2 前項の規定による供託は、金銭をもつてしなければならない。	
39	3 清算人は、第一項の規定により供託した場合にあつては、供託書正本の写しを第四十条第一項の決算報告書に添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。	
	（残余財産の処分の制限） 第三十九条 基金の清算人は、基金の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。	（新設）
40	（決算報告書の承認） 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。	（新設）
	2 前項の規定による決算報告書の承認の申請は、決算報告書を厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。	
41	（基金から企業年金基金への移行の申請） 第四十一条 令和七年改正法附則第三十四条第一項の規定による基金が確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第四項に規定する企業年金基金となることについての認可の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによつて行うものとする。	（新設）
	一 令和七年改正法附則第三十四条第二項の同意を得たことを証する書類	
42	二 確定給付企業年金法施行規則第十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる書類	
	三 確定給付企業年金法施行規則第四条第三号、第五号及び第六号に掲げる書類	
43	認可の申請前一月以内現在における基金の財産目録、貸借対照表並びに積立金の額、最低積立金額及び令和七年改正法附則第三十四条第七項の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びにこれらの額の明細を示した書類	
	五 前各号に掲げるもののほか、認可に当たつて必要な書類	

(基金から企業年金基金に移換する額)	
第四十二条 令和七年改正法附則第三十四条第七項の規定による厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額のうちいずれか大きい額に一・五を乗じて得た額(以下この条において「移換下限額」という。)から令和七年改正法附則第三十四条第五項に規定する企業年金基金の成立の日(以下この条において「移行の日」という。)における積立金の額に達するまでの範囲で、定款で定めた額とする。ただし、移行の日における積立金の額が移換下限額を下回る場合は、移換下限額とする。	
一 次の要件を満たす予定利率及び予定死亡率を基礎率として用いて計算した移行の日における通常予測給付額(承継企業年金基金が承継する給付に要する費用の通常の予測に基づく予想額をいう。)の現価	
イ 予定利率は、移行の日における確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号の厚生労働大臣が定める率とすること。	
ロ 予定死亡率は、次に掲げる区分に応じそれぞれ定める率とすること。	
(1) 坑内員又は坑外員 移行の日における確定給付企業年金法施行規則第六十二条第一号ロの規定による同号ロ(1)の区分の予定死亡率	
(2) 男子であつて、坑内員であつた者又は坑外員であつた者 移行の日における同号ロの規定による同号ロ(2)の区分の予定死亡率	
(3) 女子であつて、坑内員であつた者又は坑外員であつた者 移行の日における同号ロの規定による同号ロ(3)の区分の予定死亡率	
二 移行の日を解散日とみなして第三十三条第一項の規定の例により計算した最低積立金額	
2 前項各号に掲げる額を算定するに当たっては、賃金水準及び物価等に関する事情を勘案したものであるものとする。	

(新設)

附則

第一条 (施行期日) この省令は、令和八年四月一日から施行する。

第二条 (経過措置) この省令の施行の日前に死亡があつた場合における死亡の届出については、なお従前の例による。

第三条 (企業型年金加入者掛金の額の変更に關する特例) この省令の施行の日から令和八年十一月三十日までの間におけるこの省令による改正後の確定拠出年金法施行規則第四条の二の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「次のとおり」とあるのは、「企業型年金加入者掛金の額を事業主掛金の額を超えるように初めて引き上げる場合及び次の各号に掲げる場合」とする。

第四条 (石炭鉱業年金基金から企業年金基金へ移行する場合の財政計算) 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律附則第三十四条第一項の認可を受けようとするときは、承継企業年金基金(同条第六項に規定する承継企業年金基金をいう。)が成立することとなる日(以下この条において「制度施行日」という。)前一年以内のいずれの日又は制度施行日の前日において設立されていた石炭鉱業年金基金(石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)第二条に規定する石炭鉱業年金基金をいう。)の事業年度の末日(制度施行日前一年六月以内の日に限る。)を計算基準日として、確定給付企業年金法施行規則第二十四条の三第一号に規定する財政計算を行つて掛金の額を算定するものとする。